

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員について

1. 認可定員と利用定員について

「認可定員」とは、教育・保育施設の設置に当たり、認可された定員のことです。「特定教育・保育施設（※1）の認可定員は京都府が、「特定地域型保育事業（※2）」の認可定員は宇治市が認可します。

一方、「利用定員」とは、子ども・子育て支援新制度における施設・事業ごとに、過去の利用実績や今後の利用見込を踏まえたうえで、「認可定員」の範囲内で、宇治市が定める定員のことです。

※1 特定教育・保育施設・・・幼稚園・保育所・認定こども園

※2 特定地域型保育事業・・・家庭的保育・小規模保育・事業所内保育・居宅訪問型保育

2. 利用定員の設定にあたって

「子ども・子育て支援法」では、市町村が「特定教育・保育施設」と「特定地域型保育事業」の「利用定員」を設定する際は、「認定区分（※3）」ごとに、計画で策定した確保方策の内容と合致しているか、また、需要に対して供給過多または過少になっていないかなど、子ども・子育て会議の意見を踏まえて設定することが必要と定められています。

※3 認定区分 1号認定・・・満3歳以上の教育を希望する子ども

2号認定・・・満3歳以上の保育を希望する子ども

3号認定・・・満3歳未満の保育を希望する子ども

3. 利用定員について

認定こども園については、保護者の失職等により2号認定の資格を喪失した児童が1号認定児として継続して同一施設を利用できるという利点があり、そうした児童を受け入れてきた結果、複数の施設において、今年度の1号認定児童数が定員を超える状態が続いています。

国のFAQにおいては、認定こども園を利用する2号認定児童が資格を喪失した場合には、一時的に定員を超えて1号認定児として受け入れることが可能とされていますが、あくまでも一時的な措置であり、恒常的に定員超過状態が続く場合には、適切な定員に見直すことが必要とされています。

以下の6施設については、今年度の1号認定児の受け入れ状況や、今後も定員を超えるニーズが発生すると考えられることを考慮して、平成31年度に向けて1号認定定員を変更される予定です。

なお、各施設とも、利用定員を変更後の認可定員と同数とされる意向を示されています。

施設名	運営法人	定員			
		1号認定	2号認定	3号認定	合計
登りこども園	社会福祉法人 あけぼの会	15名 (+4名)	195名	165名	375名 (+4名)
第2登りこども園		9名 (+6名)	57名	33名	99名 (+6名)
みんなのき三室戸こども園	社会福祉法人 宇治福祉園	15名 (+9名)	108名	92名	215名 (+9名)
みんなのき黄檗こども園		15名 (+10名)	97名	63名	175名 (+10名)
南浦幼保連携型認定こども園	社会福祉法人 黎明会	15名 (+11名)	90名	40名	145名 (+11名)
南浦くすのき幼保連携型認定こども園		6名 (+4名)	15名	45名	66名 (+4名)

なお、その他の施設については、現時点で、1号・2号・3号認定の利用定員変更の予定は未定です。